

第五種共同漁業の目標増殖量について

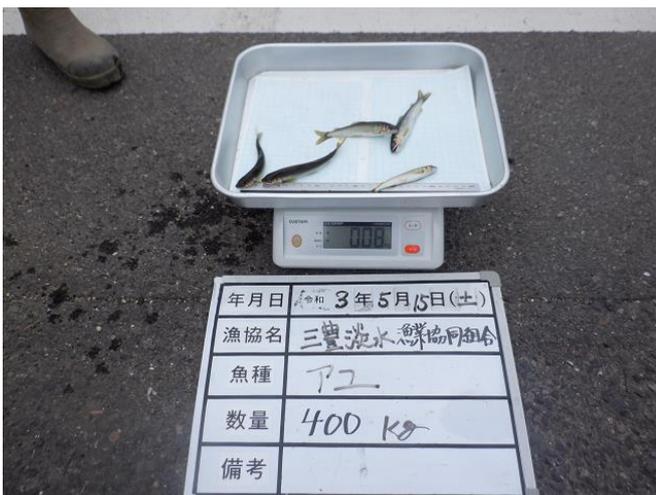
1 第五種共同漁業（漁業法第 60 条、第 168 条～第 170 条）

- ・河川等において共同で営む漁業で、県内では財田川（漁業権者：三豊淡水漁業協同組合）のみに設定されており、あゆ、ふなが対象魚種となっている。
- ・免許を受けた者は、対象魚種の増殖義務があり、漁業権者が資源の増殖を行うよう、委員会が毎年その年度の目標増殖量等を決定し、放流を実施している。
- ・遊漁規則（知事が認可）を定め、遊漁者から遊漁料を徴収し、対象魚種を採捕させることができる。

2 令和 3 年度の目標増殖量と実績

漁場	魚種	目標増殖量		目標増殖量に対する実績			
		増殖方法	目標増殖量	増殖方法	実施日	放流量	種苗導入先
財田川	あゆ	種苗放流	400kg	種苗放流	R3.5.15	400kg	岩崎商店（徳島市国府町）
	ふな	種苗放流	1,000kg	種苗放流	R4.1.16	1,000kg	国吉池（三豊市山本町）

○あゆは、令和 3 年 5 月 15 日に岩崎商店（徳島市国府町）から購入した全長約 10cm の種苗が財田川の 8 か所に放流された。



○ふなは、令和 4 年 1 月 16 日に国吉池（三豊市山本町）から取り上げた全長約 10～20cm の種苗が財田川に放流された。



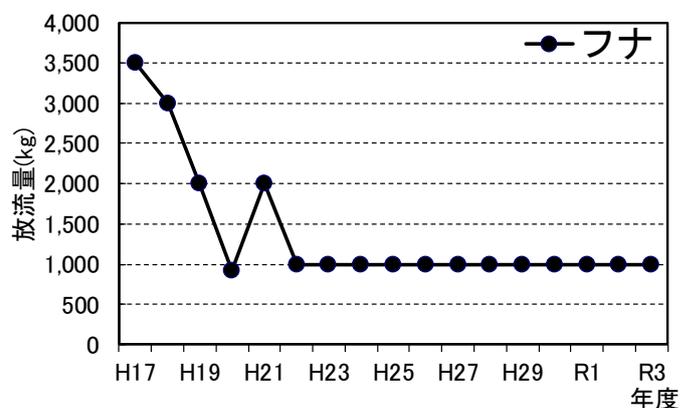
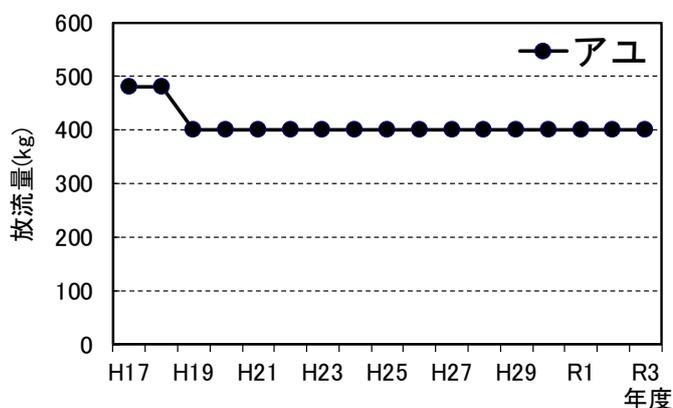
3 令和4年度の目標増殖量（案）

漁場	魚種	増殖方法	目標増殖量
財田川	あゆ	種苗放流	400 kg
	ふな	種苗放流	1,000 kg

【考え方】

- 現在と同レベルの放流数を確保する理由で増殖指針（漁場計画を定める上での増殖量の考え方、P4）における増殖規模を基本とする。
- 令和3年度の増殖実績は、種苗放流アユ 400kg、フナ 1,000kgであった。
- 三豊淡水漁協から提出のあった令和4年度増殖計画書では、種苗放流アユ 400kg、フナ 1,000kgが計画されており、経営的にも実現可能な範囲である。
- 同計画書では、漁業者による利用人数は、竿釣り 80 人、投網 75 人等と令和3年度実績とほぼ同数である。遊漁者による利用人数は、WEBによる遊漁券の販売経路の拡大が進められ 100 人が計画されているが、令和3年度実績は 35 人であり、前年度と同程度である。
- ふなについては、三豊淡水漁協が産卵場造成による増殖を計画していないことから、種苗放流のみとする。

<参考> 財田川における三豊淡水漁協によるあゆ・ふなの放流実績



第五種共同漁業に係る増殖目標量（案）

令和 4 年度における第五種共同漁業に係る水産動植物の増殖目標量を次のとおり定めたので公示する。

令和 4 年 3 月 日

香川県内水面漁場管理委員会会長 一 見 和 彦

免許番号	漁業権者の 名称	漁場の区域	魚種	増殖方法	増殖目標量
内共第 1 号	三豊淡水漁 業協同組合	三豊市財田町黒 川、黒川橋下流端 から観音寺市観音 寺町、三架橋上流 端までの財田川本 流	あゆ	種苗放流	400 kg
			ふな	種苗放流	1,000 kg

第五種共同漁業の増殖に関する指標等

項目〔根拠〕	作成	内容	作成時期	備考
増殖指針 〔H24.6.8 水産庁 長官通知〕	県	設定水域における水産動植物の種類、増殖方法、規模についての免許の可否の基準	免許更新の免許申請提出前	H26年2月6日 公表 〔水産課 HP〕
目標増殖量 〔H24.6.8 水産庁 長官通知〕	委員会	設定水域における水産動植物の種類、増殖方法、規模の毎年度の目標量	毎年度	R4年3月14日 開催委員会決定後
増殖計画書及び 増殖実績報告書 〔H25.8.27 内水面 免許方針〕	漁業権者	その年の計画と前年の実績	毎年1月末までに作成し、 県へ提出	R4年1月31日 提出
増殖計画 〔漁業法 169 条〕	県	漁業権者に当該計画に従って増殖すべきことを命じるための規定	漁業権者による増殖量が目標増殖量に達しない（見込みがない）場合	

第五種共同漁業権に係る増殖指針〔平成 26 年 2 月 6 日付公表 水産課 HP より抜粋〕

第五種共同漁業権は、漁業法第 127 条に基づき、免許を受けた漁業協同組合に当該水産動物の増殖を行うことが義務付けられている。

第 1 増殖方法

漁業法第 127 条でいう「増殖」とは人工ふ化放流、稚魚又は親魚の放流、産卵造成等の積極的人為手段により、採捕の目的をもって水産動植物の数及び個体の重量を増加せしめる行為に加え、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、単なる漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等消極的行為にとどまるものは含まない。

第 2 増殖規模

漁業権者が、計画的に資源の拡大増殖を行うために実施する放流量は、別表に定める量以上とする。

別表

漁場	魚種	増殖方法	増殖規模
財田川	あゆ	種苗放流	400kg
	ふな	種苗放流または産卵床造成	1,000kg

目標増殖量〔平成 24 年 6 月 8 日付 24 水管第 684 号 水産庁長官通知抜粋〕

漁業権免許後は、漁業権者が計画的に資源の拡大的増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等を県公報で一括公示してください。

委員会が毎年目標増殖量等を決定するに当たっては、漁場環境の変化、天然再生産等、技術的な調査、専門家の意見、過去の実績及び漁業権者の経済的負担能力等を十分勘案し、適正なものとするよう考慮してください。